

## 在外埼玉県人会補助金交付要綱

### (趣 旨)

- 第1条 県は、海外移住をより安定的、継続的に進め、広く国際協力の見地から海外移住を通じて、本県と移住先国との交流を促進し、両国間の親善を図るため、在外埼玉県人会（以下「県人会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 移住者に対する指導及び援護
  - (2) その県人会が所在する国との文化交流
  - (3) その他県人会の目的を達成するために必要な事業
- 2 補助の対象となる経費は、前項において規定した事業に要するものとする。

### (補助額)

- 第3条 前条第2項の経費に対する補助額は、知事の定める額とする。

### (申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条の申請書及び申請書の添付書類は正副2部提出するものとする。
- 3 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、その提出時期を決定したときは、速やかに県人会に対し通知するものとする。

### (記載事項等)

- 第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、収支予算とする。

### (交付決定通知書の様式)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

### (概算払い)

- 第7条 知事は、必要があると認める場合には、この要綱に定める補助金について

概算払いの方法により支払うことができる。

(内容の変更)

第8条 補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(中止及び廃止)

第9条 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(遂行困難な場合等における報告)

第10条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(内容の変更手続き等)

第11条 県人会は、第8条及び第9条の規定により知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の補助事業変更承認申請書正副2部を提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 県人会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(報告書の提出時期等)

第14条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）年度内とする。

2 規則第13条の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業に係る支出についての領収書等証拠書類の写し
- (2) その他帳簿の写し等事業費執行が確認できる書類

(額の確定通知書の様式)

第15条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(財産処分の制限期間)

第16条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、当該財産の取得後5年とする。

(財産処分の規定)

第17条 補助事業により取得した1件5万円以上の財産は、規則第19条第2号に規定する知事が定める財産とし、前条の期間内に当該財産を処分する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により財産を処分した場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該処分による収入の一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第18条 県人会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿および証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 県人会は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年10月8日から施行し、平成11年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成11年12月7日から施行する。

2 この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月11日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

様式第1号

在外埼玉県人会補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(申請者)

県人会

代表

下記により、在外埼玉県人会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の申請額 金 円
- 2 補助金の交付方法 精算払い 概算払い
- 3 補助事業の名称
- 4 補助事業の目的及び内容 別紙1のとおり
- 5 補助事業の遂行に関する事業計画 別紙2のとおり
- 6 収支予算及び経費配分 別紙3のとおり

(別紙1)

## 補助事業の目的及び内容

1 目的

2 内容

(別紙 2)

補助事業の遂行に関する事業計画

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the majority of the page below the title. It is intended for the user to write the business plan for the implementation of the subsidy project.

(別紙3の1)

収支予算及び経費配分

収 入

単位：

(現地通貨名)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増△減 (A - B)	摘 要
計				

※ 1 = 円 ( 月 日現在)  
(現地通貨名を記入して下さい)



(別紙3の2)

収支予算及び経費配分

支 出

単位：

(現地通貨名)

科 目	本年度予算額 (A)	うち 県補助金額	前年度予算額 (B)	比較増△減 (A-B)	摘 要
計					

様式第2号

在外県人会補助金交付決定通知書

国際 第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった在外埼玉県人会補助金については、  
下記のとおり交付します。

つきましては、 月 日までに別添様式により請求書を提出して下さい。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法

3 支払条件

- (1) この補助金を補助事業対象以外の用途に使用してはならない。
- (2) 補助事業により取得した1件5万円以上の財産は、補助事業完了後においても、5年間は善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付目的に従って使用し、その効率的運営を図ること。
- (3) 「在外埼玉県人会補助金交付要綱」第2条をふまえ、埼玉県をPRするような文化交流事業を実施してください。

様式第3号

在外県人会補助事業変更等承認申請書

令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

(申請者)

県人会

代表

令和 年 月 日付け国際第 号で補助金決定の通知を受けた補助事業の変更（中止、廃止）をしたいので、在外埼玉県人会補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 変更（中止、廃止の理由）

2 変更の内容

様式第4号

在外埼玉県人会補助事業実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(提出者)

県人会

代表

令和 年 月 日付け国際第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度在外埼玉県人会補助事業が完了したので、補助金等の交付決定手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 精算金額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 補助事業の実施内容及びその成果 別紙1のとおり
- 4 収支決算書 別紙2のとおり

別紙 1

補助事業の実施内容及びその成果

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to input the implementation content and results of the subsidy project.

(別紙2の1)

## 収 支 決 算 書

収 入

単位： (現地通貨名)

科 目	本年度予算額 (A)	収入決算額 (B)	比較増△減 (B - A)	摘 要
計				

※ 県補助金については、 月 日に口座振込が確認されている。  
県補助金 円 = (現地通貨) として振込。

※ 1 = 円 ( 月 日現在)  
(現地通貨名を記入して下さい)

(別紙2の2)

収 支 決 算 書

支 出

単位：

(現地通貨名)

科 目	本年度予算額 (A)	支出決算額 (B)	うち 県補助金額	比較増△減 (A - B)	摘 要
計					

様式第5号

在外埼玉県人会補助事業確定通知書

国際 第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け国際第 号で補助金の交付決定をした、在外埼玉県人会補助金については、令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |